令和６年度国会議員連絡会議　次第

日時：令和６年６月４日（火）１８時００分～１８時５５分

場所：都道府県会館１０１会議室

１　開　会

２　あいさつ

３　県側出席者紹介

４　議事

・　令和７年度 国の施策に対する提案・要望について

５　意見交換

６　閉会

◆懇談会　地下１階「上海大飯店」（19:00～20:00）

座　席　表

※国会議員は自由席

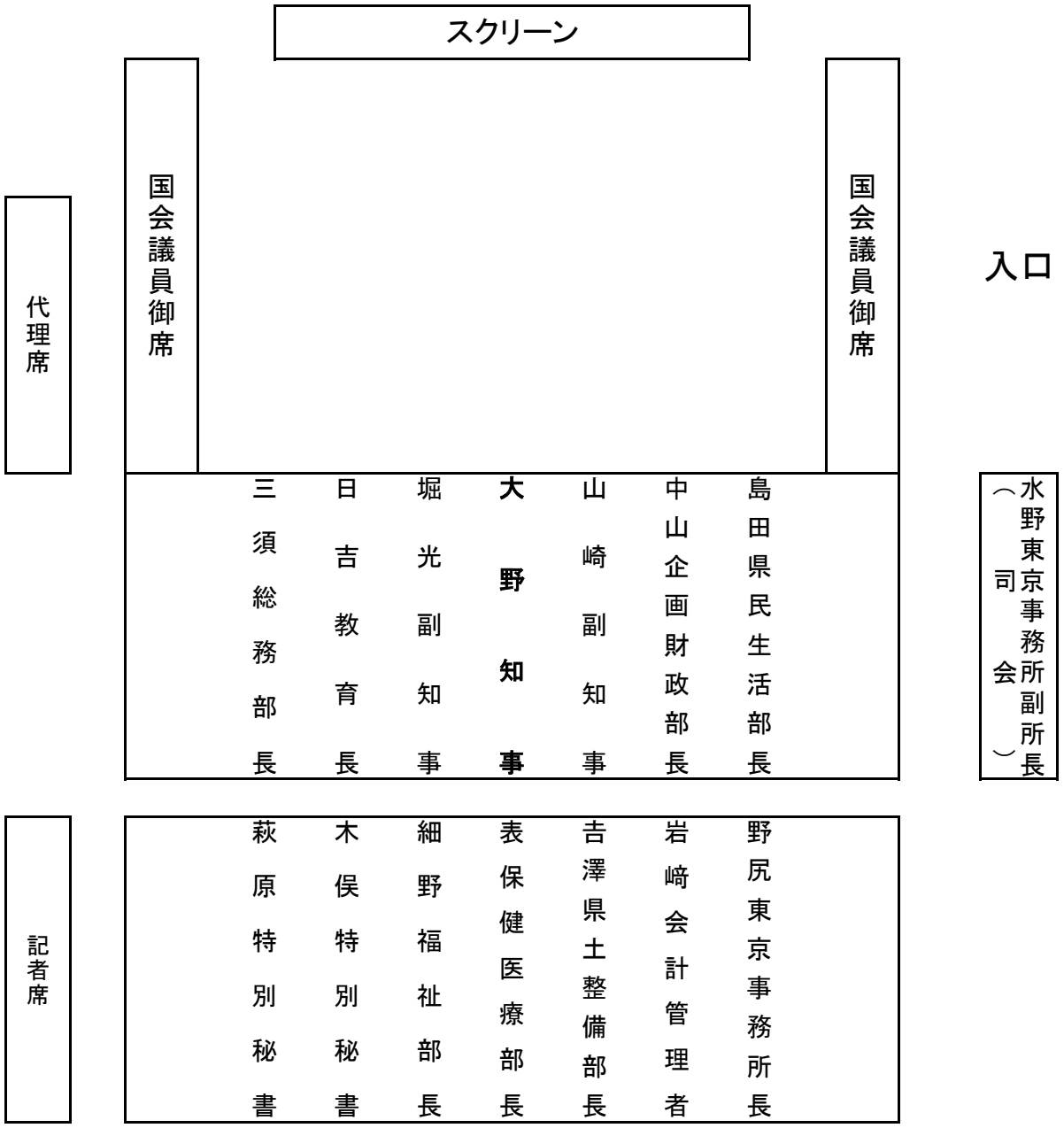

令和6年度国会議員連絡会議　県側出席者

	職　名	氏　名	備　考
1	知事	大野　元裕	
2	副知事	堀　光敦史	
3	副知事	山本　悟司	WEB参加
4	副知事	山﨑　達也	
5	警察本部長	鈴木　基之	WEB参加
6	教育長	日吉　亨	
7	企業局長	新井　哲也	WEB参加 公営企業管理者代理
8	下水道事業管理者	北田　健夫	WEB参加
9	企画財政部長	中山　貴洋	
10	総務部長	三須　康男	
11	県民生活部長	島田　繁	
12	危機管理防災部長	犬飼　典久	WEB参加
13	環境部長	石井　貴司	WEB参加
14	福祉部長	細野　正	
15	保健医療部長	表　久仁和	
16	産業労働部産業政策局長	浪江　治	WEB参加 産業労働部長代理
17	農林部長	横塚　正一	WEB参加
18	県土整備部長	吉澤　隆	
19	都市整備部長	伊田　恒弘	WEB参加
20	会計管理者	岩﨑　寿美子	
21	特別秘書	木俣　敬伸	
22	特別秘書	萩原　由浩	
23	東京事務所長	野尻　一敏	
24	企画財政部企画総務課長	尾崎　彰哉	

令和６年度　国会議員連絡会議　資料

令和７年度
国の施策に対する提案・要望
について

〈日時〉　令和６年６月４日（火）　１８時００分～
〈場所〉　都道府県会館

令和７年度　国の施策に対する提案・要望＜概要＞

「歴史的課題への挑戦と未来への確かな布石」の実現

重点政策に関する提案・要望

歴史的課題への挑戦	「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けた取組の深化	地方自治の確立
更なるＤＸの推進による県民サービスと生産性の向上	安心・安全の追究	地方自主権の確立
持続可能なまちづくりと経済成長の実現	誰もが輝く社会	自治財政権の確立
あんしん　しあわせ　たのしい こども支援の充実	持続可能な成長	

針路別提案・要望

災害・危機に強い埼玉の構築	未来を創る子供たちの育成	未来を見据えた社会基盤の創造
県民の暮らしの安心確保	人生100年を見据えたシニア活躍の推進	豊かな自然と共生する社会の実現
介護・医療体制の充実	誰もが活躍し共に生きる社会の実現	稼げる力の向上
子育てに希望が持てる社会の実現	支え合い魅力あふれる地域社会の構築	儲かる農林業の推進

説明項目

Ⅰ　歴史的課題への挑戦　　（スライド番号）

■更なるＤＸの推進による県民サービスと生産性の向上

・地方自治体の情報システムの標準化に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・④
・パスポート発給申請におけるキャッシュレス化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・⑤

■あんしん しあわせ たのしい こども支援の充実

・保育料の完全無償化の早期実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・⑥
・こども等に対する公費負担医療制度の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・⑦
・就学支援金制度の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・⑧

Ⅱ　「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けた取組の深化

■誰もが輝く社会

・性的マイノリティに対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・⑨
・保育士の処遇改善と人材確保の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・⑩

■安心・安全の追究

・流域治水対策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・⑪

■持続可能な成長

・幹線道路網の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・⑫

Ⅲ　地方自治の確立

■自治財政権の確立

・税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・⑬⑭
・地方交付税措置のある地方債の期間延長等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・⑮

地方自治体の情報システムの標準化に対する支援

標準化対象２０業務を令和７年度末までに標準準拠システムに移行することが求められている

標準化対象２０業務

①住民基本台帳	④固定資産税	⑦軽自動車税	⑩後期高齢者医療	⑬児童扶養手当	⑯健康管理	⑲戸籍附票
②国民年金	⑤個人住民税	⑧国民健康保険	⑪介護保険	⑭子ども・子育て支援	⑰就学	⑳印鑑登録
③選挙人名簿管理	⑥法人住民税	⑨障害者福祉	⑫児童手当	⑮生活保護	⑱戸籍	

県・市町村の現場で起きている課題

１　移行作業の遅れ
限られた期間に全国自治体の作業が集中した結果、ＩＴベンダーの人手不足や撤退が発生

（市町村の声）
作業遅延の原因は自治体ではなく作業が同時期に集中したため

２　移行作業の負担増大
国による標準仕様書の改定等が相次ぎ、職員やＩＴベンダーの作業や費用の負担が増大

（市町村の声）
仕様書の改定で当初見込んでなかった作業が発生し費用も増大

３　財政負担への不安
「移行費用」に加え、移行後の「運用経費」負担に対する懸念を抱いている市町村が多い

（市町村の声）
移行後の運用経費見積として、現行の数倍の金額を示されている

本県では、県及び19市町村が「移行困難なシステムがある」と国に報告（R5年度末時点）
移行困難な理由は「ベンダーの人手不足（県及び8市町村）」「ベンダーが撤退（11市町村）

要望

- **各自治体の状況を踏まえ、移行困難な場合には適切な移行期限を設定するなど柔軟に対応すること。移行期限が変更された場合にも、移行経費に対する財政支援を確実に措置すること。**
- **標準化移行後の運用経費についても、財政支援措置を講ずること。**

パスポート発給申請におけるキャッシュレス化の推進

県の状況　県では公金収納のキャッシュレス化を推進

県証紙の廃止に伴い**約５００の手数料**にキャッシュレス決済を導入 ▶ 窓口等におけるキャッシュレス決済の導入割合は全体の**約４分の３まで達成**

現状・課題　パスポート（旅券）発給申請手数料の納付方法は以下の２種類

①マイナポータルからの電子申請

県手数料　国手数料

クレジットカードで一括支払い

②窓口での書面手続の場合

県手数料 ▶ キャッシュレス決済

- クレジットカード
- 電子マネー
- 交通系電子マネー
- コード決済

支払方法が異なり利便性が悪い

国手数料 ▶ 現金で収入印紙を購入

要望　パスポート（旅券）発給申請手数料については、書面手続の場合も印紙ではなくキャッシュレスで納付できるよう制度設計を行うこと。

保育料の完全無償化の早期実現

現　状

・令和元年10月に３～５歳児までの保育料が無償化されているが、０～２歳児については無償化されていないため、子育て世帯から保育料の負担軽減を求める声がある

・埼玉県では満３歳未満で第３子以降の保育料を無償化する事業を実施しているが、他の都道府県においても、自治体独自の保育料補助事業を実施しており、地域によって差が生じている

都道府県単独の保育料補助事業

出生順位	実施数
第１子以降（完全無償化）	５
第２子以降	１０
第３子以降	１７
実施なし	１５

（都道府県調査　保育所等に係る都道府県単独の保育料助成事業　（令和5年4月））

課　題

保育料の無償化は全国どこに居住していても同様のニーズがあるため、住んでいる地域によって差が生じるべきではないが、実際は地域ごとに差が生じ、自治体間の競争のような状況になっている

保育料の無償化は子育て支援のナショナルミニマムとして、３～５歳児と同様に、０～２歳児についても、国により全国一律の制度として実施されるべき

希望通り子供を持てるようになると思う経済的な事柄

項　目（上位５件：複数回答）	回答率
幼稚園・保育所などの費用の補助	５４．３％
妊娠・出産に伴う医療費の補助	５１．１％
高等教育まで視野に入れた教育費の補助	４７．２％
子供の医療費の軽減	４５．４％
住居費用の補助	３１．４％

（内閣府　少子化社会対策に関する意識調査（平成31年3月））

要望

所得に関係なく、誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、０歳児から２歳児の保育料の完全無償化を早期に実現すること

こども等に対する公費負担医療制度創設

現　状

・ こども及び重度心身障害児等に対する医療費助成制度は、地方単独事業として全都道府県で実施されており、子育て家庭等の福祉の増進において大きな役割を果たしている。

・ 医療費助成の対象年齢等は自治体ごとに異なり、地域によって助成内容に差が生じている。

本県の取組

令和６年度から埼玉県独自に**こども医療の対象年齢拡大**などの事業拡充を実施

拡充内容

〔～R５〕

区分	補助対象
通　院	就学前児童
入　院	就学前児童
所得制限	あり

対象年齢拡大

所得制限撤廃

〔R6～〕

区分	補助対象
通　院	小学校３年生まで
入　院	中学校３年生まで
所得制限	なし

※ 県の補助対象拡大に併せ、市町村に対して、子育て支援事業の充実を要請

課　題

本来、全ての地域で必要とされている『こども等への医療費助成』は、自治体間の格差なく、子育て支援のナショナルミニマムとして、国により全国一律の制度として実施されるべき

要望　全てのこどもがひとしく幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現するため、こども及び重度心身障害児（者）、ひとり親家庭等に対する公費負担医療制度を創設すること

就学支援金制度の拡充

現　状

国（就学支援金）の補助
・所得要件を満たす世帯に対する授業料の補助
・（私立）年収約590万円未満の世帯まで39万６千円を上限 等

本県独自の補助（私立）
・年収約720万円未満の世帯まで40万３千円を上限に上乗せ補助
・国が補助対象としていない入学金や施設費等納付金を補助

課　題

自治体独自に行われる父母の負担軽減は、それぞれの財政上の制約から、住んでいる自治体間で大きな格差が生じている

県内に在住し県外に通学するいわゆる県外生をはじめ、多くの住民にとって不公平である。

令和６年度 父母負担軽減事業補助(全日制高等学校)

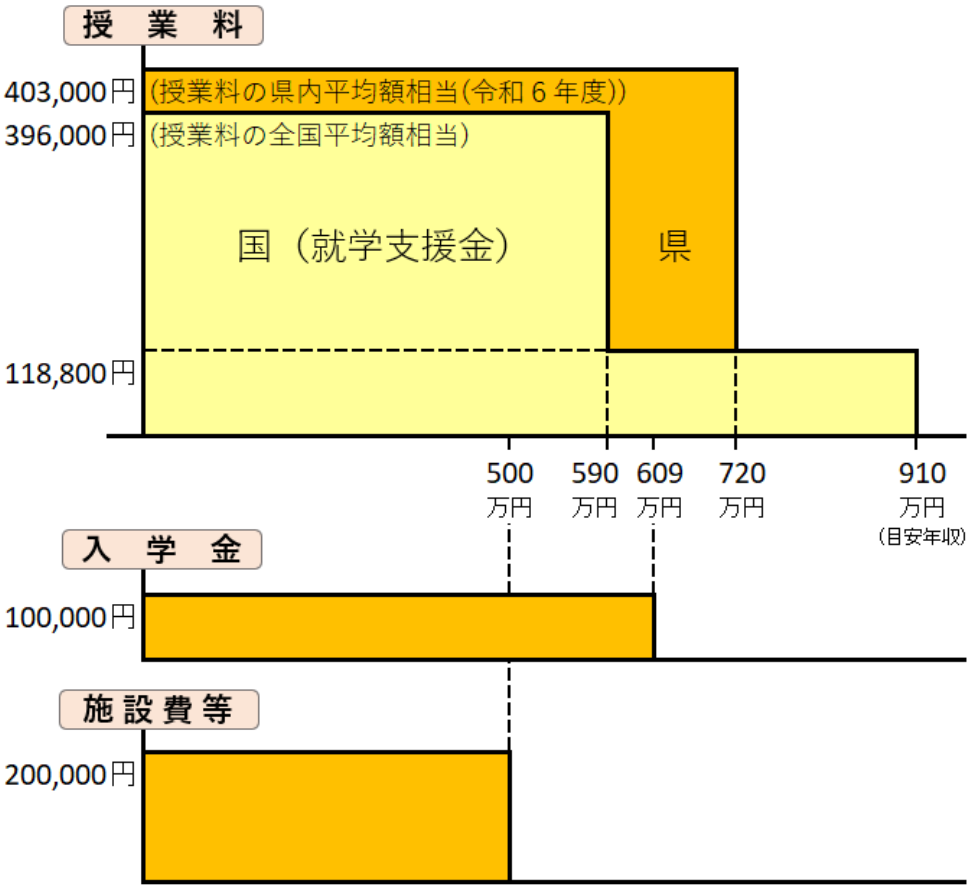

要望

全ての子供たちに教育の機会均等を確保する観点から、
全国一律での就学支援金制度の更なる支援の充実を図ること。

性的マイノリティに対する支援

現状・課題

①令和６年３月判決

①札幌高裁判決（令和６年３月１４日）
憲法第２４条第１項は同性間の婚姻についても、異性間の婚姻と同程度に保証する
②最高裁判決（令和６年３月２６日）
被害者と同性の者は、『事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』に該当すると解する

② 性的マイノリティの置かれた状況

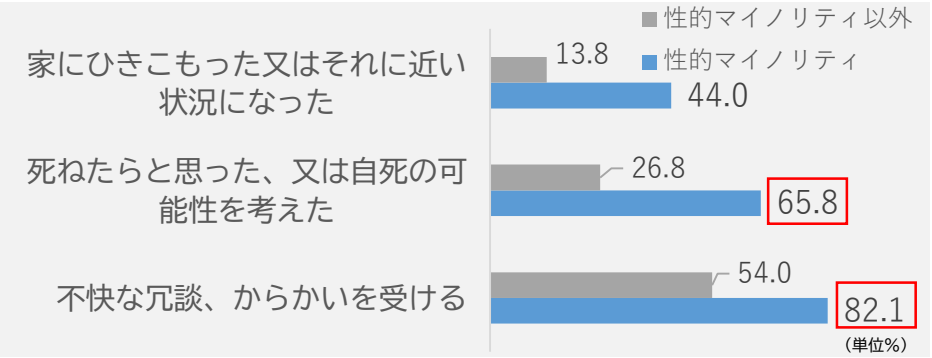

（出典）令和２年度　埼玉県 多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査

県の取組

「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」の基本理念に基づき、性の多様性を尊重した社会づくりに向け、「理解増進」、「相談体制の整備」、「暮らしやすい環境づくり」の３本柱で施策を進めている。

理解増進　県民・企業向け研修の実施

相談体制の整備　県民・企業向け相談窓口の設置

暮らしやすい環境づくり
○県の制度や手続きの見直しにより、事実婚を対象とした手続き等を同性パートナーにも適用（県営住宅の入居者資格、県職員の休暇・福利厚生等）
○埼玉県アライチャレンジ企業登録制度（登録企業数72社）
○市町村連携会議により、市町村の取組を支援（県内62市町村でパートナーシップ制度導入）

要望

- 国は同性パートナーが異性婚と比べて不利益を被ることがないよう、同性パートナーの権利や身分に関する制度について、早急に真摯な議論と対応を行うこと
- 性の多様性に関する国民の理解増進を図ること

保育士の処遇改善と人材確保の推進

現行の保育の公定価格の地域区分

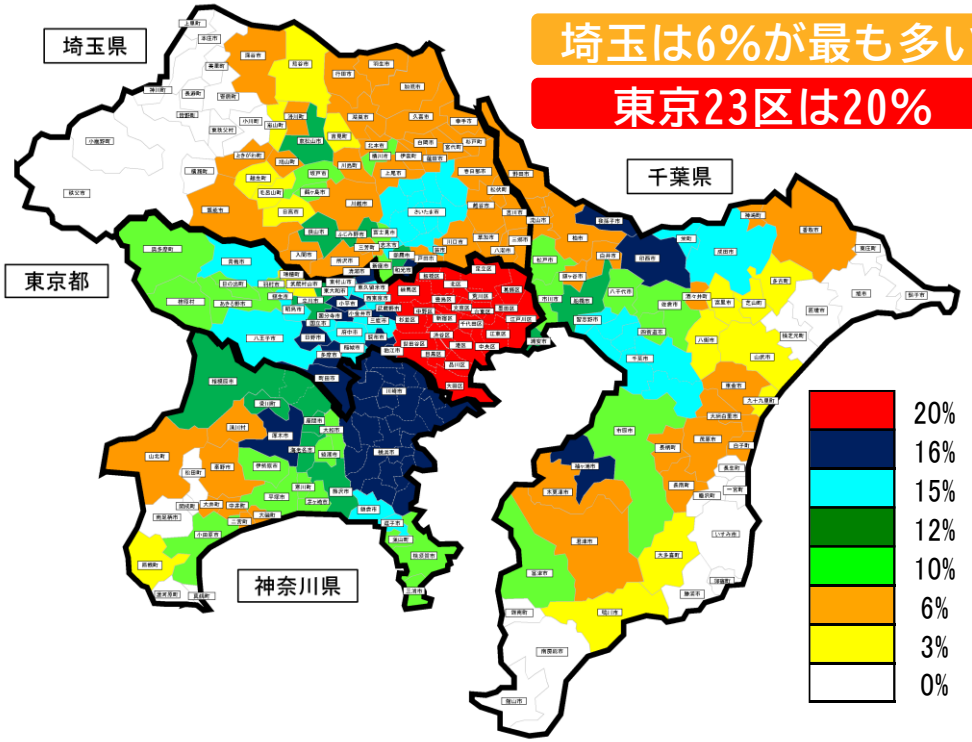

埼玉は6%が最も多い

東京23区は20%

・公定価格の地域区分は市区町村ごとに設定されており、東京23区と隣接する県内市との間で**公定価格に大きな差が発生** → **公定価格の差が保育士の給与に反映**

埼玉県（６%地域）

年間運営費収入（90人定員の例）

１０，８９４万円／年

都県境で年間約９７２万円の差！ ➡人材確保に影響

東京２３区（２０%地域）

年間運営費収入（90人定員の例）

１１，８６６万円／年

◆保育人材確保の主な取組　※ 下線部は県独自の取組

①新卒保育士の就職支援 ➡ 就職準備金貸付、奨学金返済支援、就職フェア

②潜在保育士の再就職支援 ➡ 短時間勤務用貸付、就職あっせん

③保育士の職場定着支援 ➡ 保育士宿舎の借上費用（上乗せ）

要望

隣接する市区町村の間で公定価格に大きな差が生じないよう、地域区分は平均所得や公示価格など他の客観的指標も考慮し、地域の実情を十分に反映すること

流域治水対策の強化

【背景】近年大きな水災害が頻発

令和元年 東日本台風

東松山市内

令和４年 ７月の豪雨

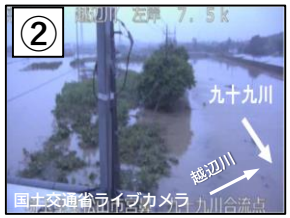

東松山市内

令和５年 ６月の豪雨

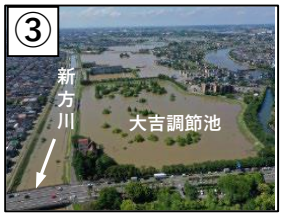

越谷市内

主な直轄事業

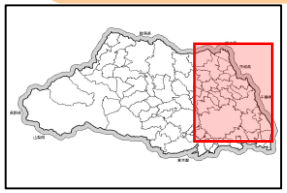

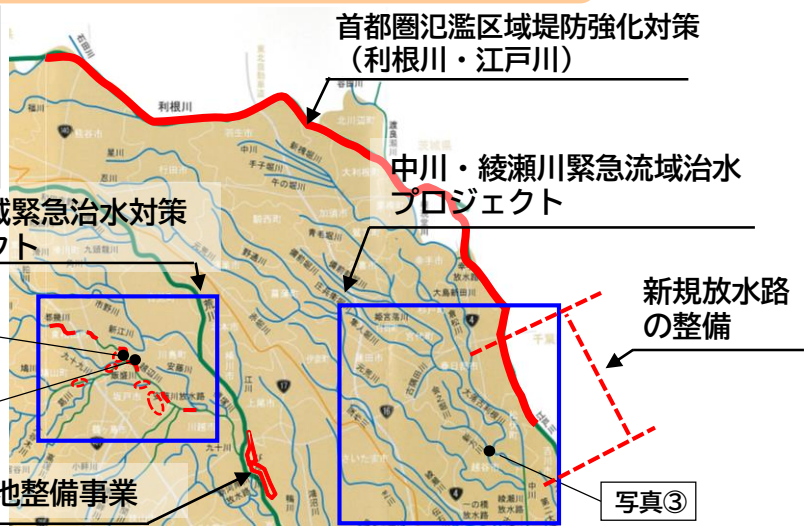

主な埼玉県の事業

激甚化する水災害などへの備え

河道整備

調節池整備

流域対策の強化

排水機場の機能保全

要望

- 直轄河川における治水対策を強力に推進すること
- 県管理河川の整備推進が図られるよう、当初予算において必要な財源を確保、配分すること
- 「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」後も切れ目無く継続的・安定的に取り組むことができるよう、後継となる国土強靭化実施中期計画を早期に策定すること

幹線道路網の強化

現状・課題

・６本の高速道路が結節する広域幹線道路ネットワークの要衝
・国道１７号や国道４号におけるバイパス等未整備区間周辺の慢性的な渋滞
・平常時及び災害時における首都圏全体の道路網の強化

対策・効果

・未接続箇所の整備による、慢性的な渋滞の解消と物流効率化による地域経済の活性化
・主要幹線道路の早期整備による、平常時・災害時を問わない安定的な輸送の確保

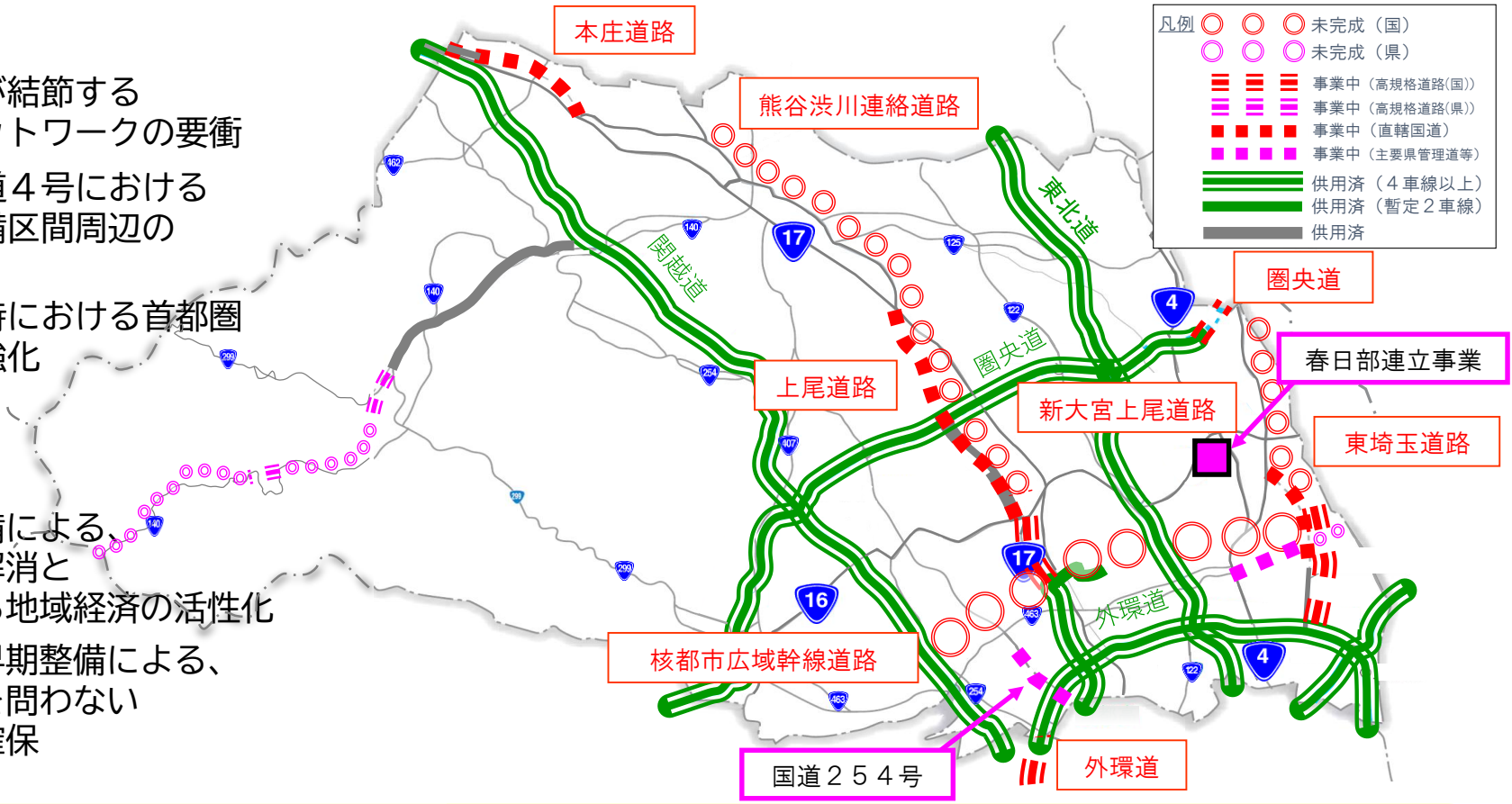

要望

・直轄国道等における事業中区間の整備推進と未事業化区間の早期事業化を図ること
・県内の主要幹線道路網の強化のため、当初予算において必要な財源を確保、配分すること
・「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」後も切れ目無く継続的・安定的に取り組むことができるよう、後継となる国土強靭化実施中期計画を早期に策定すること

自治財政権の確立

税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

地域間の財政力格差の拡大

■地方税収（都道府県税）の推移【全国】

（出典）総務省「令和6年度　地方税に関する参考計数資料」

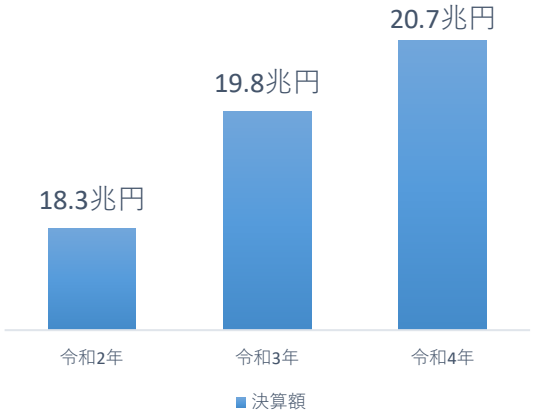

※特別法人事業譲与税を除く。

■ 人口一人当たり 比較的自由に使える財源（経常経費以外に使える財源）の比較

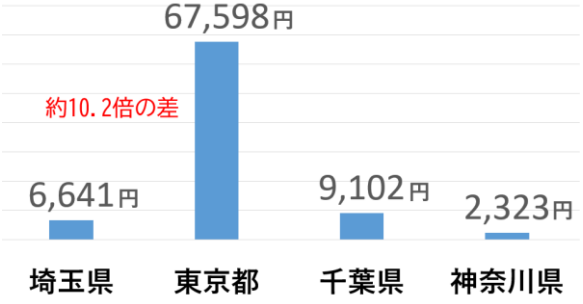

（出典）総務省「R4地方財政状況調査」から作成

Ｅコマースの更なる進展

■Ｅコマースの市場規模の推移（物販系分野のBtoC）

（出典）経済産業省「令和4年度電子商取引に関する市場調査報告書」

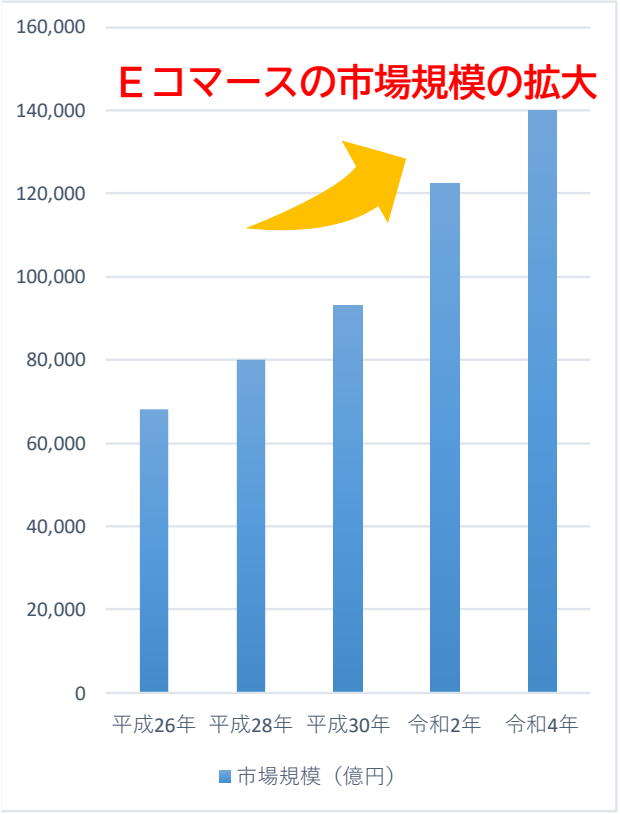

■インターネット販売　年間商品販売額

（出典）総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

	平成28年	令和3年	全国シェア	差額
埼玉県	1，853億円	2，474億円	4．2%	＋　621億円
東京都	1兆3，722億円	2兆4，407億円	41．2%	＋1兆　685億円
全国	3兆4，091億円	5兆9，252億円		＋2兆5，160億円

■個人小売店の店舗数及び売上高の推移

（出典）総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

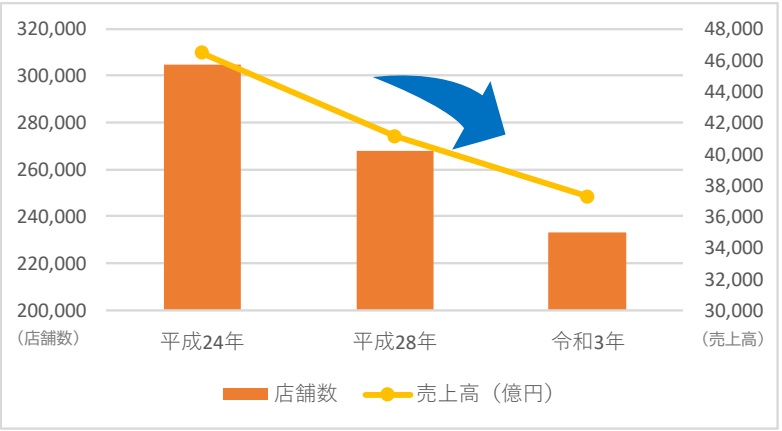

※「無店舗小売業」、コンビニを含む「その他の飲食料品小売業」を除く。

① **Eコマースの市場規模の拡大・インターネット販売の販売額の増加**

② **個人小売店の店舗数や売上高の減少**

東京都へ税収が一層集中している

税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

● **特別法人事業譲与税**
地域間の財政力格差の拡大や経済社会構造の変化等を理由に、いったん法人事業税の約3割を国税化（特別法人事業税）し、特別法人事業譲与税として都道府県に再配分する措置（令和元年度税制改正により創設）。

＜特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の仕組み＞

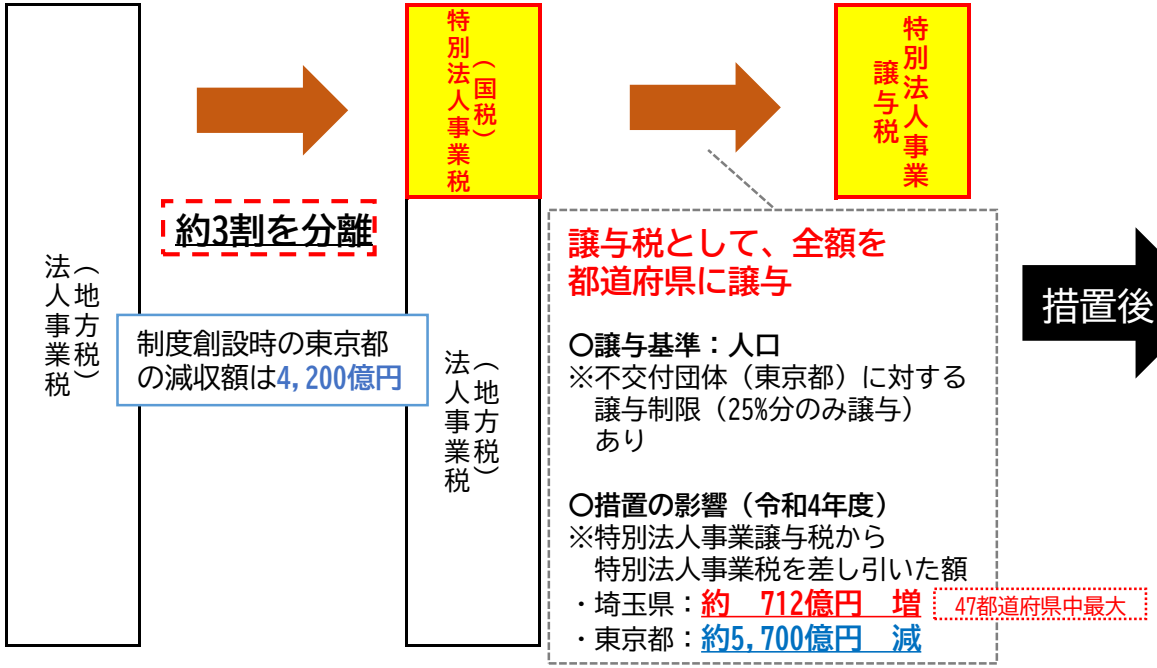

措置後

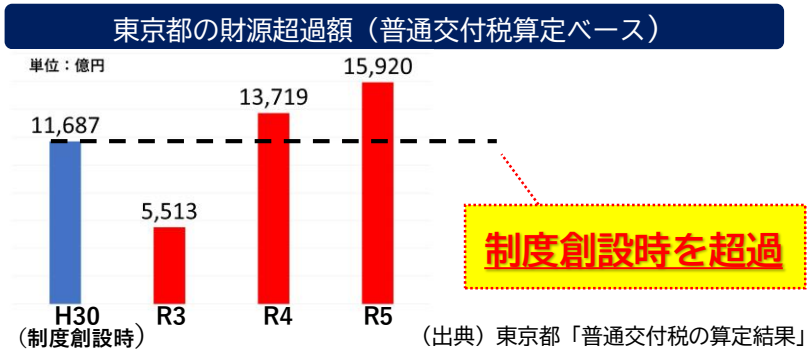

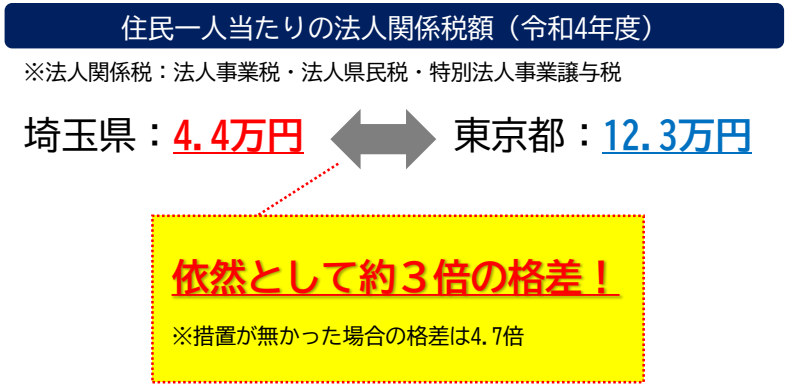

● **特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律附則　第9条**
政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

要望

法律の施行後の全国の状況を調査分析するとともに、その調査分析を勘案し、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて検討すること

地方交付税措置のある地方債の期間延長等

背　景

地方交付税措置のある地方債の多くが**制度の期限を迎える**

活用期限	地方債名称	充当率・交付税措置率	主な内容
令和６年度末	緊急浚渫推進事業債	100・70	緊急的に行う河川・ダムに堆積した土砂撤去・木の除去
令和７年度末	緊急防災・減災事業債	100・70	緊急的に行う防災基盤の整備や施設の耐震化
	緊急自然災害防止対策事業債	100・70	緊急的に行う災害の発生予防又は拡大防止のための砂防、河川等の対策
	防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債	100・50（残りは単位費用措置）	防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策に基づく事業
	脱炭素化推進事業債	90・30～50	施設の再エネ設備の導入、ZEB化、省エネ・LED改修、電動車の導入
令和８年度末	公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化、長寿命化他）	90・30～50	施設の集約化・複合化、長寿命化、転用、除却等

現　状

埼玉県は、活用期限のある財政上有利な地方債を**積極的に活用**
（例：**長寿命化事業**は令和4年度決算で**全国1位の活用額**）

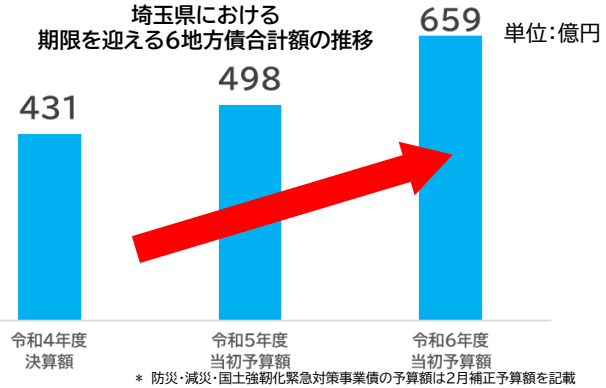

＊ 防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債の予算額は2月補正予算額を記載

課　題

今後、**多様化する課題に着実に対応**するため、地方交付税措置のある地方債は**引き続き必要**

緊急浚渫推進事業

現場精査の結果、撤去すべき土砂の量が想定より多いなどの理由により、**令和6年度の活用期限までに完了できない**

緊急防災・減災事業

緊急輸送道路の橋りょうの耐震化など優先すべき改修が多数あり、**令和7年度の活用期限までに完了できない**

緊急自然災害防止対策事業

激甚化する水災害により新たに発生する**災害防止対策の増加**

脱炭素化推進事業

中長期的に取り組むべき公共施設等の**脱炭素化事業の増加**

公共施設等適正管理推進事業 長寿命化事業

中長期的に取り組むべき公共施設の**長寿命化事業の増加**

要望

制度終了が予定されている地方債については、期間延長の措置を講じること
中長期的に取り組むべき事業（脱炭素化・長寿命化等）については、制度の恒久化を検討すること